

## 第2節 人口減少社会における自治体の「関係人口」から定住政策への 取り組み

幸田雅治（神奈川大学法学部 教授）

### 1. はじめに

少子高齢化の進展に伴い、日本全体で人口が減少しているが、特に、地方から都会へ若者が流出し、大都市への集中が続いていることは、地方における人口減少を加速させており、自治体の住民サービスへの影響や労働力人口の減少による地域社会における産業基盤の衰退につながる深刻な問題として捉えられている。また、地方税収が縮小するなどの地方財政への影響も懸念されている。

こうした中、地域づくりの担い手不足という課題に直面して、関係人口と呼ばれる地域外の人材が、地域づくりの担い手となることが期待されるようになってきた。この「関係人口」とは、移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に関わる人々を指している。そして、2025(令和7)年6月に策定された「地方創生 2.0 基本構想」(令和7年6月13日閣議決定)では、「関係人口の量的拡大・質的向上」を目指していくことが謳われるとともに、関係人口を可視化する仕組みとして、「ふるさと住民登録制度」の創設が打ち出されたことは記憶に新しい。

本節では、関係人口が地域の発展に果たす役割について考察するとともに、関係人口の拡大を促す仕組みとして一部自治体で取り組まれている DAO の現状と課題について分析した上で、自治体における定住政策へとつながる取り組み手法としてどのようなものが良いかについての視点を提供したい。

### 2. 関係人口に関する自治体の様々な取り組み

総務省では、地域と多様に関わる者である「関係人口」に着目し、地域外からの交流の入口を増やすことが必要だとの考えに基づき、2018(平成30)年度から2020(令和2)年度までの3年間、地域外の者が関係人口となる機会、きっかけの提供に取り組む地方公共団体を支援するモデル事業を「関係人口創出・拡大事業」として実施した。2021(令和3)年度からは、地方公共団体が関係人口の創出・拡大に取り組むための経費について地方財政措置(普通交付税措置)を講じることにより、全国各地での取り組みを支援している。また、内閣府地方分権推進室は、関係人口の創出・拡大に向けて、受け手(地域)と関係人口がスムーズにつながれるように、つなぎ手(中間支援組織)の取り組みを支援するなど関係省庁と連携し、創出・拡大を進める施策を行ってきた。

総務省は、「関係人口」の地域との関わり方には、消費活動等による地域経済への貢献や、ボランティアや仕事を通じた地域の担い手としての貢献など、それ

ぞれのスタイルに応じた様々な形がある<sup>23</sup>とした上で、関係人口の取り組み事例として、地域経済の活性化の事例として、①特産品購入・ふるさと納税と②観光リピーターの2つを、地域の担い手確保の事例として、③ボランティア・副業と④二地域居住を取り上げている。

ブランド総合研究所の「第3回関係人口の意識調査2023」<sup>24</sup>によると、関係人口のおよそ20%に移住意欲があるという結果が出ている。関係人口として地域に関わりを持つことによって、地域の魅力を深く理解し、移住につながっていくのではないかと思われる。総務省が言う地域経済の活性化も地域の担い手確保もいずれも重要であるが、地域経済の活性化の事例として挙げられている①特産品購入・ふるさと納税と②観光リピーターよりも、総務省が地域の担い手確保の事例として挙げている③ボランティア・副業と④二地域居住を含めた様々な関わりを地域と持ち、地域の担い手確保の役割を果たす中で、地域への愛着を感じて、定住・移住へとつながっていく可能性が高いのではないかと考えられる。

そこで、市町村の総合計画、総合戦略の中で、「関係人口」をどのように位置づけているかをいくつかの事例で見てみたい。

「邑南町まち・ひと・しごと創生総合戦略2020」（令和2年3月策定、令和7年1月改訂）では、「地方へのひと・資金の流れを強化する」項目の中で、「将来的な地方移住にもつながる「関係人口」の創出・拡大」として、関係人口の創出を将来の移住につながるものとして位置づけている。

また、「那珂市デジタル田園都市構想総合戦略」（令和7年～令和11年）では、「市民や移住の可能性を持つ市外の方々に、それぞれの求める市内の情報を届け、那珂市の「ファン（関係人口）」を増やしていくことが重要」と記載されている。これらの事例では、「関係人口」を移住へとつなげていくことを意識していると言える。

一方、第3期石狩市創生総合戦略（令和7年度～令和11年度）では、「移住・定住の促進」とは別項目として、「関係人口の創出・拡大」が取り上げられているが、両者の関係には、触れられていない。

また、同様に、第3期紫波町まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和7年3月策定）で、「移住・定住の促進」とは別項目として、「多様な主体との連携・交流促進」の中で、「関係人口やファンの創出・拡大」が取り上げられていること、「第2期鋸南町まち・ひと・しごと創生総合戦略」（令和3年3月策定）で、「移住・定住の推進」とは別項目として、「関係人口の創出・拡大」が取り上げられているが、いずれも、石狩市と同様に、両者の関係については触れられていない。

<sup>23</sup> 「「ふるさと住民登録制度」の創設について」[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/001010766.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/001010766.pdf)

<sup>24</sup> <https://news.tiiki.jp/kankeijinko2023>

ところで、総務省の区分で地域経済の活性化の事例として挙げられている①特産品購入・ふるさと納税と②観光リピーターに関しては、①特産品購入・ふるさと納税は単なる産品購入に過ぎないので、ほぼ移住に結びつく可能性は低いので、置くとして、観光リピーターについては、表面的には、観光を通じて、当該地域への愛着を感じて、定住・移住へとつながっていく可能性がありうるようにも思えるが、実際はどうだろうか。観光振興は交流人口（観光客や短期滞在者）を増加させる効果としては、非常に優れているが、定住人口の増加に直結する事例はほとんどないのが現実である。ただし、長野県の小布施町、白馬村や熊本県の小国町など観光振興で定住する若者を増やすことに一定の成功を収めている自治体はあるが、このような自治体においても、定住人口の減少の歯止めにはなっていない。

その理由は、第一に、観光業は季節変動が大きく、正規雇用が少ない傾向にあるため、若者が生活基盤を築くことが難しいこと、第二に、医療・教育・買い物といった生活利便性が低い地域では、定住希望者が定着しにくい傾向があることに要因がある。

ただし、観光を契機として「関係人口 ⇒ 定住人口」という流れの事例が全くないわけではなく、次の事例などがあるが、規模のかなり小さい事例であると観光とまちづくりが直結することが可能な東川町と様々な地域活性化策を展開する海士町の事例であり、他の自治体で参考にするのは難しいと言える。

北海道東川町は、大雪山の麓のまちで、観光振興と定住促進の施策として、写真文化都市を掲げて、観光と文化政策を結合し、インバウンドを促進している。2000（平成12）年以降人口は微増傾向にあり、年間100人前後の移住者を安定的に受け入れている。

また、島根県海士町は、明屋海岸など国内有数の景勝地、隠岐神社をはじめとする後鳥羽上皇にゆかりのある史跡など、離島ならではの自然や歴史・文化を感じられるスポットが島中に点在している。海士町では、島留学制度、移住支援金など画期的な移住支援政策により人口が増加傾向を見せている。特に、島留学では、2024（令和6）年までの20年間で800人以上を受け入れて、49%が移住に結びついている。2024年6月4日日本農業新聞は、海士町について、「人口増に転じた「奇跡の島」観光での滞在から定住へとつなぐ戦略」との見出しで、2010（平成22）年 2,374人、2020（令和2）年 2,239人、2025（令和7）年5月 2,299人と人口が増加していることを紹介している<sup>25</sup>。

本節では、定住政策に焦点をあてているので、関係人口の内容如何及び自治体

---

<sup>25</sup> 2025年7月19日のTBSニュースでは、2022年と2025年の参議院選挙で、県内で有権者が増えたのは海士町のみと紹介されている。[https://www.youtube.com/watch?v=XwxHHJO\\_hKU](https://www.youtube.com/watch?v=XwxHHJO_hKU)

が関係人口をどのように捉えているかによって、関係人口を定住促進へとつなげる効果には差がでるのではないかという観点は重要と考える。今後さらに事例を検証する必要があると考えている。

### 3. 関係人口と DAO

地方創生 2.0 基本構想（令和 7 年 6 月 13 日 閣議決定）では、「第 3 章 地方創生 2.0 の起動 6. 政策パッケージ（4）新時代のインフラ整備と AI・デジタルなどの新技術の徹底活用」の箇所では、次の記載がある。DAO については、「DAO（分散型自律組織）等の新たなデジタル技術を用いることで、地域の魅力ある資源を、安全かつ効率的に海外を含む市場につなぐことを可能とし、質（価格）と量（販売量）の両面からポテンシャルを引き上げる。」とされている。

#### ③ デジタル技術の利活用に向けた環境整備

##### v. デジタル行財政改革の推進による社会変革の実現

国・地方の統一的・標準的なデジタル基盤につながる見込みのある地方公共団体の先行的な取組等を支援することで、先行事例の創出を図るとともに、成功事例の普遍化を進めていく。あわせて、ブロックチェーンや NFT、DAO（分散型自律組織）等の新たなデジタル技術を用いることで、地域の魅力ある資源を、安全かつ効率的に海外を含む市場につなぐことを可能とし、質（価格）と量（販売量）の両面からポテンシャルを引き上げる。人口減少下においても地方の行政サービスを持続可能なものとするため、国・地方デジタル共通基盤の整備を推進する。（ここまでが、地方創生 2.0 基本構想の記載）

DAO の具体的事例については、本書の事例としていくつか取り上げられているので、ここでは、DAO のメリット及びデメリットについて触れておきたい。橋本剛<sup>26</sup>は、DAO（分散型自律組織）のメリットとして、第一に、透明性と信頼性の確保（組織運営における透明性とそれによって生まれる高い信頼性）、第二に、迅速でボーダーレスな資金調達（プロジェクトの立ち上げや運営に必要な資金を迅速かつ効率的に調達できる）、第三に、オープンで誰でも参加可能な環境（特定の条件を満たせば誰でも組織の運営に参加できる）を挙げる。

一方、DAO のデメリットとして、第一に、意思決定の遅延リスク（主要な意思決定にガバナンストークン保有者全員による投票が必要、投票プロセスには、提案の提出、審議期間、投票期間といった段階があり、一つの意思決定に数日から数週間かかることも珍しくない）、第二に、法的責任の所在が不明確（何らかのトラブルが発生した際の責任の所在が極めて曖昧、最悪の場合、DAO の参加

<sup>26</sup> 「DAO（分散型自律組織）とは？」（2025 年 9 月 20 日）<https://kyozon.net/list/dao/>

者一人ひとりが無限責任を負うリスクも指摘されている)、第三に、コードの脆弱性が組織の危機に直結(ブロックチェーン上で実行される「スマートコントラクト」というプログラムコードによって自動化されているが、コードにバグや脆弱性が存在した場合、それが組織の存続を揺るがす致命的なリスクに直結する)することを挙げる。

次に、コンピューターマネージメント株式会社の記事<sup>27</sup>では、DAO のメリットとしては、第一に、資金調達方法が実社会の調達と比べて容易(基本的な資金調達方法は、ガバナンストークンの入手)、第二に、中央管理者が不在(ブロックチェーン技術の分散化とスマートコントラクトの活用により、中央管理者不在となる構造)、第三に、匿名で利用可能(匿名性を保つ特性を持っており、国をこえての参加や自由な意見表明が行える利点がある)を挙げる。

一方、DAO のデメリットとしては、第一に、意思決定やプロジェクト実施に遅れが生じる可能性(誰でも参加できる組織形態であるため、参加する人物の知識や理解の程度によってプロジェクトや意思決定に遅れが生じる可能性がある)、第二に、セキュリティリスクの懸念(ガバナンストークンのような価値の高い暗号資産がターゲットにされ、ハッキングされる危険性:2016年にイーサリアム上で運営されていた分散型投資ファンド「The DAO」でハッキングが行われて、集められた約30%の資産がハッカーによって盗まれる事件)、第三に、日本の法整備が足踏み状態(日本のDAOに関するルール作りはまだ進んでいない状況)を挙げている。

併せて、日本におけるDAOの法的課題として、第一に、法整備・法人化によってDAOが変化する可能性、第二に、投票システム内における影響力と懸念(意見の相違や利益相反がある場合、多くの人々の間で合意を得るのが難しくなる、投票は一人一票ではなく、トークンの所持量に応じて決定されるため、トークンを多く保持する悪意を持った富裕層がいた場合、組織のコントロールを左右する可能性も懸念される)、第三に、参加者に高いリテラシーが必要(参加するためには高いリテラシーが求められる)を挙げている。

これらから分かることは、DAOを活用する場合の問題点としては、第一に、一部の大口保有者が大量にトークンを集めてしまうと、意思決定の偏りや公平性が阻害される恐れがあることであり、第二に、法的整備が整っておらず、リスクがあることである。前者については、投票権の上限を設定したり、トークン保有量だけでなく、実際のコミュニティへの貢献や活動実績などを評価基準に加える仕組みなどの工夫により、弊害を一定程度軽減することは可能であるし、法的整備が整うまでのリスクについては、参加者のリテラシーを高めることによって、やはり弊害を軽減することが可能と思われる。

---

<sup>27</sup> 「Web3.0時代! DAOに直面する4つの課題」 <https://plus.cmknet.co.jp/web3dao/>

したがって、DAOを地域活性化の手段として活用することは一定程度可能と考えられる。現時点では、事例も少なく課題の解決方法なども検証しなければならないため、まずは実証実験などを通じて地域課題に即した活用方法を模索していくことが適切である。

一方、定住・移住に向けた「関係人口」を活用する方法としては、不適切と言わざるを得ない。定住・移住する「関係人口」の人たちは、地域住民と同等の立場でお互いに関わり合うことが最も重要である。ポイントは、第一に、民主的基盤であり、第二に、地域での活動にリアルに携わることである。DAOは、この2点を満たすことが出来ない。

そこで、筆者は、「関係人口」が定住・移住に結びつく方向に進むための仕組みとして、実際に、一部自治体で成果を上げており、かつ、上記の2点を満たすことができる労働者協同組合の仕組みを次項で紹介したい。

#### 4. 地域社会の活性化を促進する上で価値ある取り組みとしての労働者協同組合

##### (1) 労働者協同組合の取り組み事例

「労働者協同組合」とは、組合員が出資し、それぞれの意見を反映して事業を行い、組合員自らがその事業に従事することを基本原理とする組織である。労働者協同組合の設立や運営、管理などについて定めた法律が労働者協同組合法で、2020（令和2）年12月公布、2022（令和4年）10月に施行されている。厚労省資料<sup>28</sup>によれば、持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的としており、法律のポイントは、第一に、労働者協同組合は、多様な就労機会を創り、多様な地域ニーズに応えるための選択肢の一つ、第二に、各地域で様々な事業が展開され、我が国の地域づくりの中で重要な役割を担うことが期待されていることが挙げられている。2025（令和7）年11月1日時点で、36都道府県で計173法人が設立されている。

上記厚労省資料では、労働者協同組合の主な特徴は、図のとおりである。

---

<sup>28</sup> 「多様な就労機会を創り、多様な地域ニーズに応える労働者協同組合」（厚生労働省勤労者生活課労働者協同組合業務室 2025年10月1日）<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000995367.pdf>

## 図 労働者協同組合の主な特徴

<b>1 目的・事業</b>
・労働者派遣事業を除くあらゆる事業が可能。※ 許認可等が必要な事業についてはその規制を受ける。 ・組合員の経済的利益（働く場の確保や経営の合理化）を目的とする企業組合とは異なり、 <b>持続可能で活力ある地域社会の実現が目的</b> 。
<b>2 出資原則</b>
・出資を受けられず、会費や寄付が中心のNPO法人とは異なり、 <b>組合員が出資</b> 。 ・出資の偏りを防ぐため、 <b>一人の組合員が持てる出資口数は全体の原則25%まで</b> 。
<b>3 意見反映原則</b>
・株式数に応じて「一株一票」の株式会社とは異なり、出資口数に関わらず、 <b>組合員には平等に一人一個の議決権</b> 。 ・組合員の意見反映方策の <b>定款への明記と</b> 、意見反映方策の実施状況・結果の <b>総会報告が法定</b> 。
<b>4 事業従事原則</b>
・構成員が個人又は法人であるNPO法人や株式会社とは異なり、 <b>組合員は、個人のみ</b> 。 ・構成員の事業従事が不要であるNPO法人や株式会社とは異なり、 <b>総組合員数の5分の4以上の事業従事が必要</b> 。 ※ 剰余金の配当について、実施不可のNPO法人や出資配当の株式会社（営利法人）とは異なり、 <b>組合の事業に従事した分量に応じて可能（従事分量配当⇒非営利）</b> 。
<b>5 労働契約の締結</b>
・組合と組合員（代表理事・監事等を除く。）との間で、 <b>労働契約の締結が必要</b> 。 ※ 組合員には、労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令が適用。 ・労働契約を締結する組合員が、 <b>全組合員の過半数であることが必要</b> 。
<b>6 設立要件・手続き</b>
・10人以上が必要なNPO法人とは異なり、 <b>3人以上で設立可能</b> 。 ・NPO法人（認証主義）や企業組合（認可主義）とは異なり、 <b>法律の要件を満たし登記をすれば、行政庁の関与無しに法人格が付与（準則主義）</b> 。

この厚労省資料では、10事例について、詳しく紹介されているが、そのうち、2つを紹介する。

1つ目は、2024(令和6)年7月設立の沖縄県那覇市の「栄町労働者協同組合」である。街の書店が減少する中、東京のシェア型書店の取組に参加していた沖縄生まれ東京在住の箱店主（シェア型書店で本棚を借りて書籍等の販売を行う）と書店の運営スタッフが出会い、沖縄でシェア型書店をつくる計画が生まれた。古書の販売や商店街の活性化とまちづくり、教育・学術及び文化の振興に資する事業も行っており、市場や行政だけに頼らず「自分たちに必要なものは、自分たちで作る」経験を広めることを目指している。そして、メンバー6人のうち3人が沖縄在住、3人は東京在住。ミーティングは月2回（基本的にはオンライン）となっており、まさに東京在住の3人は「関係人口」と言える。

2つ目は、2023（令和5）年4月設立の岐阜県白川村の「東白川村労働者協同組合」である。今までは自分でできていたが、高齢となりできなくなった、そんな「地域の困りごと」を少しでも解消したいと設立された。草刈り、茶畑の管理代行を軸に事業を行っており、今後は生活支援・移動支援、家の片付け、空き家の管理などにも事業を広げる予定。メンバーは、東京からの移住者でITプログラマー、元地域おこし協力隊として同様に東京からの移住者で現在喫茶店を営んでいる方、地元会社で経理を担当している地元出身の方など多様な人々が集まっている。本格的に検討している今後の活動は移動支援。村では交通空白地として福祉運送を行っているが、対象が要介護認定者に限定され、元気な高齢者

向けのサービスがない。そのため、公共交通空白地有償運送というスキームで移動支援事業を計画。この活動を通じて、東白川村が、移住しやすい、仕事のしやすい場所だと多くの人に知ってもらい、東白川村やその周辺の地域で暮らす人たちがもっと増えることを願っているとのことである。

この最後の記載で「移住しやすい、仕事のしやすい場所だと多くの人に知ってもらい、東白川村やその周辺の地域で暮らす人たちがもっと増えること」とあったので、まさに「関係人口」から定住・移住を目指している。さらに、労働者協同組合のHP<sup>29</sup>を見ると、農地の管理（草刈り等）やカフェ等を実施。都市に出ていった高校生・大学生が、夏休みや正月に帰省する際に働ける場所づくりにも取り組んでいること、代表の福田さんは東京からの移住者でITプログラマーであることが分かった。

厚労省資料で取り上げている事例以外に、2つを紹介する。

1つ目は、京丹後市の協同労働推進事業である<sup>30</sup>。京丹後市では、地域コミュニティ施策の一環として、「労働者協同組合」と「特定地域づくり事業協同組合」の普及・推進に取り組んでいる。特に、労働者協同組合については、「地方創生のエンジン（市長の言葉）」として位置づけ、労働者協同組合法が施行される前の令和3年度から、市民講座等を開いて広く市民に周知してきた。また京丹後市では、令和2年に市独自の職員制度「ふるさと創生職員」（移住者を対象とした3年の期限付き短時間勤務（週3・4日）の正規職員制度≒地域おこし協力隊に類似）を創設し、週3～4日を市役所で働きながら、残りの1～2日で副業ができる制度を推進していた。多岐に渡る配属先でそれぞれの立場から感じた地域課題を解決するべく、当時ふるさと創生職員として在職していた5名が発起人となり、2023年（令和5年）12月に労働者協同組合TANGO CREW'S（タンゴクルーズ）を設立した。この労働者協同組合は、公務員が発起人となった全国初の労働者協同組合である。事業としては、これまで、空き家を改修した民泊事業を実施していたが、さらに、本格的な事業展開に着手する手始めとして、市の「交通空白地ゼロに向けた公共ライドシェア」実証運行业務を受託している<sup>31</sup>。

タンゴクルーズについては、東京都も関心を持ち、「全国に先駆けて労働者協同組合の設立を支援した自治体の取り組み（京都府京丹後市）」として、労働者協同組合を紹介している<sup>32</sup>。この記事の中で、この取り組みの立役者であり京丹後市市長公室地域コミュニティ推進課の職員として労働者協同組合立上げを支援したHさんは、「市民活動の多くはメンバー同士がフラットな関係性の中で活動しているため、株式会社やNPO法人などの法人格へのステップアップは、メ

<sup>29</sup> <https://kamosika-dan.works/>

<sup>30</sup> <https://www.city.kyotango.lg.jp/top/soshiki/mayoroffice/commu/kyodorodo/index.html>

<sup>31</sup> <https://www.city.kyotango.lg.jp/top/soshiki/mayoroffice/seisakukikaku/7/21846.html>

<sup>32</sup> <https://www.rodosya-kyodo-k.metro.tokyo.lg.jp/activities/16>

ンバー間に上下関係が生まれてしまうかもしれず、二の足を踏んでいる団体もありました。労働者協同組合は、すべての組合員が出資し経営にも関わるため、団体メンバーがフラットな関係性のまま法人にできる点もメリットだと考えています」と発言している。労働者協同組合の特徴を正確に捉えて、全国初の取り組みにつながったことが分かる。

興味深い取り組みであり、筆者が、労働者協同組合を市として支援している担当課である地域コミュニティ推進課のヒアリングをした<sup>33</sup>。現在、労働者協同組合の理事は4人、組合員は4人。組合員のうち1人は地域おこし協力隊、もう1人は現役のふるさと創生職員であり、残りの6人は元ふるさと創生職員とのことだった。同組合の組合員資格には住所要件はなく、現在の担当職員によると、将来的に地域外の「関係人口」から定住へと進んでいく上で労働者協同組合の仕組みを活用する可能性はあるとの意見だった。なお、京丹後市は、夏は海水浴、冬は蟹と温泉が観光の目玉であり、通年型ではなく二期型観光が課題であり、季節性の産業も多いものの、各事業者による通年雇用が難しいという状況もある。定住してもらうためにこれを乗り越える必要があり、通年の雇用によって、地域課題の解決を担う人材の確保ができる仕組みを整える必要があるとの認識だった。労働者協同組合を活用した今後の取り組みに期待したい。

2つ目は、長野県山ノ内町の労働者協同組合ヤマコープである<sup>34</sup>。お店を運営するのは労働者協同組合ヤマコープで、ケビン・マヤソンさんら町民4名が発起人および監事となって設立した。やつづかえり氏（フリーライター）の「資本主義ではなく労働主義へ」の記事<sup>35</sup>によると、ヤマコープを労働者協同組合という組織形態にした理由についてケビンさんは、「新しい雇用関係」を実現することが、地域を豊かにすることにつながる、「自らが考える新しい雇用関係」の根底にある考え方を「労働主義」と呼び、働く人を大切にす組織と個人の関係だと説明します。労働者協同組合は、資金を出すこと、経営すること、労働することを、組合員みんなが平等な立場で行います。剰余金（株式会社における利益）が出たら、組合員が労働の割合に応じて分配します。つまり、自分たちが働いて生み出した成果を、自分たちで分け合うのです。ここが、「労働主義」につながる画期的な仕組みだとケビンさんが主張している。」と紹介している。また、ケビンさんはこの実践を通じ、個人の権利を守るばかりでなく、地域コミュニティ全体の利益になるための行動が重視される社会へと変化を促していきたいと語っているとす。

---

<sup>33</sup> 2025年12月23日に実施（オンライン）。

<sup>34</sup> 「資本主義ではなく労働主義へ——長野県山ノ内町で始まった新しい経済への挑戦」（やつづかえり フリーライター 2025年12月7日）<https://news.yahoo.co.jp/expert/articles/f2c4ae02f5e8528cec4f6453d2b8022549d5a2dc>

<sup>35</sup> 前掲12の記事

“新しい雇用関係”、“労働主義”は、まさに労働者協同組合の特色を分かりやすく、キーワードで表現していると言えるだろう。また、「地域コミュニティ全体の利益」になるための「行動が重視される」という点は、「関係人口」から「定住・移住人口」へとつなげていく上でのキーワードにもなりうると感じたところである。

筆者がケビンさんからヒアリング<sup>36</sup>したところ、労働者協同組合のメリットについて、次のような発言があった。

“ヤマコープの定款上、組合員資格は居住地によって定めておらず、「組合の事業に従事し、又は従事しようとする個人」であることを要件としています。そのため、山ノ内町外に居住する方であっても、制度上は、実際の労働参加と責任の共有が前提となり、形だけの参加や実態のない関与は成立しにくい構造になっています。”

“このような制度設計の結果として、関係人口が労働を通じて地域と深く関わり、その延長線上で生活拠点を地域に移す、あるいは移そうとする流れが生まれ得る点に、労働者協同組合の一つの特徴がある。労働者協同組合は、関係人口が「関心」から「労働参加」、さらに「責任の共有」へと段階的に関与を深めていくための、現行法制度の中で実装可能な枠組みであり、DAOとは異なる強みを持つ。一方、DAOは、成果物が明確で、関係がプロジェクト単位で完結する分野においては非常に高い有効性を持つ一方で、地域社会のように、生活・労働・責任が長期的かつ重層的に絡み合う領域では、それだけでは不十分になりやすいという点です。DAOは関係人口の参加ハードルを下げる点で魅力的ですが、定住や生活基盤の形成につながる制度としては、物理的な関与や法的責任を伴う仕組みが不可欠ではないかと考えています。”

労働者共同組合のメリットについて、次のように話していた。

“日本は、個人事業主になったり、会社を作ることは当然できる。しかし、それには様々な壁がある。それで、労働者協同組合を思いついた。メリットして、1つは、労働者協働組合は、労働者がオープンに参加できること。もう1つは、仕事を自分たちで作ることができること。このことによって、起業しやすいまちになると思った。労働者協同組合での仕事で生まれた余剰金は、働いた人の収入になる。そして、これらの利益は地域外に漏出せず、その地域に残る仕組みである。”

ケビンさんの説明は、筆者に取って、大変納得できるものであった。

## (2) 労働者協同組合を活用して、「関係人口」から「定住・移住人口」へ 労働者協同組合を他の組織形態と比較したものが、表のとおりである。

---

<sup>36</sup> 2026年1月8日に実施（オンライン）。

表 労働者協同組合と他の組織形態の比較

	労働者協同組合	DAO	株式会社	NPO 法人
目的事業	持続可能で活力ある地域社会の実現に資する事業（労働者派遣事業は対象外）	事業やプロジェクトのため	定款に掲げる営利の追求	特定非営利活動（20分野）
設立手続	準則主義	何らかの受け皿となる組織が必要（合同会社、民法上の法人など）	準則主義	認証主義
議決権	1人1個	NFT 他持分による	出資比率による	原則1人1個
主な資金調達方法	組合員による出資	NFT ほか	株主による出資	会費、寄付、委託費
配当	従事分量配当	できる	出資配当	できない

（注）労働者協同組合、株式会社、NPO 法人に関しては厚労省資料に基づく。DAO については筆者が作成。

これを見ると、「関係人口」から「定住・移住人口」へとつながっていく取り組みを行うに当たって適する組織形態が労働者協同組合であることが分かるかと思う。第一に、民主的基盤を有すること、第二に、地域での活動に携わることが重視されていること、この点は、定住・移住する上で、地域で働く場がなければ、なかなか移住の決断をすることが難しいことから明らかなと言える。

一方、DAO は、先にも触れたように、トークンを多く保有する者によって、地域づくりが歪められてしまう恐れがあることに加え、横山勲氏が言う「コンサル栄えて、国滅ぶ」<sup>37</sup>に陥る危険性もある。地域活性化に熱心に取り組んでいる住民が甘い言葉につられて、被害を蒙らないように、自治体はしっかりと目を光らせる役割を果たさなければならない。そうでなければ、地域全体が衰退することにもなりかねない。

## 5. おわりに

多様性を認める社会の構築が重要であるが、これは、個人一人一人を大切に社会と言ってもよいだろう。多様性の向上について、自治体レベルで考えた場合、①多様性を発揮でき、責任を果たせる適正規模の自治の実現（団体自治）、②多様な個人が能力を発揮でき、楽しく生きられる自治の実現（住民自治）が欠かせない。

①については、住民と市町村の物理的、心理的距離の近さを重視する政策を進めていく必要がある。今後の高齢化社会においては、規模の小さい自治体こそ、

<sup>37</sup> 横山勲「過疎ビジネス」（集英社新書、2025年7月）

一人一人の住民のニーズを十分に把握し、住民の声を的確に反映した地方自治に取り組むことができる。規模の大きな自治体にあつては、地域担当職員制度を採用するなどによって、特色ある地域や集落に向き合うことが重要である。地域担当職員制度とは、住民との対話・交流を通じ、地域課題の解決に住民の意向を反映させ、職員の意識をも住民本位に転換させることを目的に、職員を各地域の担当者として配属し、住民と共に地域課題の解決を図る制度である<sup>38</sup>。

②については、住民の様々な声が地方行政に反映されるような仕組みを個々の自治体で構築していくことが重要である。特に、規模の大きな自治体にあつては、住民自治協議会などで住民の意見が実質的に反映される仕組みも重要となる。地域住民の参加意識が高まることによって、自治が強化されることにつながるだろう。そして、労働者協同組合は、1人1人の住民が主体的に、かつ、平等に参加するものであり、地域一体となった取り組みを行うことによって、様々な地域課題の解決に今後ますます活用されていくことが期待される。さらには、「関係人口」から「定住・移住人口」への取り組みに大いに貢献できる仕組みと言える。

---

<sup>38</sup> 「地域担当職員制度に関する調査研究 報告書」（地方自治研究機構、平成 29 年 3 月）  
[https://www.rilg.or.jp/htdocs/img/004/pdf/h28/h28\\_13.pdf](https://www.rilg.or.jp/htdocs/img/004/pdf/h28/h28_13.pdf)